



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

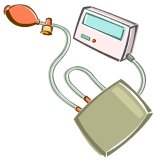
〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

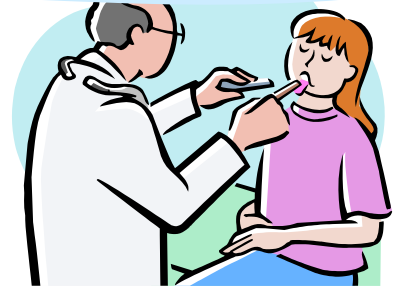
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

会社が実施しなければいけない健康診断は？



労働安全衛生法では、会社に対して、従業員の健康状態を把握するための健康診断の実施が義務付けられています。今回は、労働安全衛生法で定められている健康診断についてご案内いたします。正しく実施しているか、再確認してみましょう。



《実施義務のある健康診断》

	雇入時の健康診断	定期健康診断	特定業務従事者の健康診断	海外派遣者の健康診断
対象者	常時使用する従業員		体に負担の大きい 特定の業務に常時携わる従業員	6ヶ月以上の海外赴任を予定している従業員 終えて帰国した従業員
実施時期	・入社時 入社前3ヶ月以内に健康診断を受けている場合は、その結果の証明があれば省略可能	1年に1回	・その業務に就いた時 ・その後6ヶ月毎に1回	・海外赴任時 ・国内に転勤になった時
監督署への結果報告	不要	従業員数が 50人以上 要報告 『定期健康診断結果報告書』を提出 50人未満 報告不要		不要
診断結果の保管期間	5年間保管			

常時使用とは

週所定労働時間が
正社員の4分の3以上



1年以上雇用予定

パート、アルバイトであっても上記の要件に該当すれば受診させる義務あり

特定の業務とは

深夜(夜10時～翌朝5時)業を含む業務

放射線にさらされる業務

特定の有害物質の取り扱い

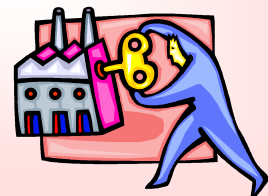
有害ガスや粉塵が発生される

場所での業務

ボイラー製造等、騒音が激しい

場所での業務

等



健康診断前の6ヶ月を平均して月4回以上勤務している人が対象!